

我が国の科学技術行政体制

参考資料 3-1

科学技術・学術審議会

総会（第76回）

R7.3.27

内閣総理大臣

内閣府 特命担当大臣（科学技術政策）

※内閣総理大臣の特命を受け、科学技術政策の総合調整並びに基本計画の策定等の総合調整と密接に関連する事務を行う。

総合科学技術・イノベーション会議

○科学技術政策の企画及び立案並びに総合調整

- ・内閣総理大臣を補佐する「知恵の場」。
- ・科学技術の振興を図るための基本的な政策の調査審議を行う。
- ・予算等資源の配分の方針など、科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進のための環境の総合的な整備に関する重要事項の調査審議等を行う。等

【構成員】

内閣総理大臣（議長）、科学技術政策担当大臣、その他関係閣僚、有識者議員

大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合

○総合科学技術・イノベーション会議としての重要な議論、決定を機動的に行う場として、以下の事項を検討・整理

- ・総合科学技術・イノベーション会議で調査審議する事項
- ・総合科学技術・イノベーション会議が取扱いを委ねた事項
- ・政務三役が検討・整理を求めた事項

基本方針及び基本計画の提示・総合調整等

